

《計画記載（案）》

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携に関する事項

（１）児童虐待防止対策の充実

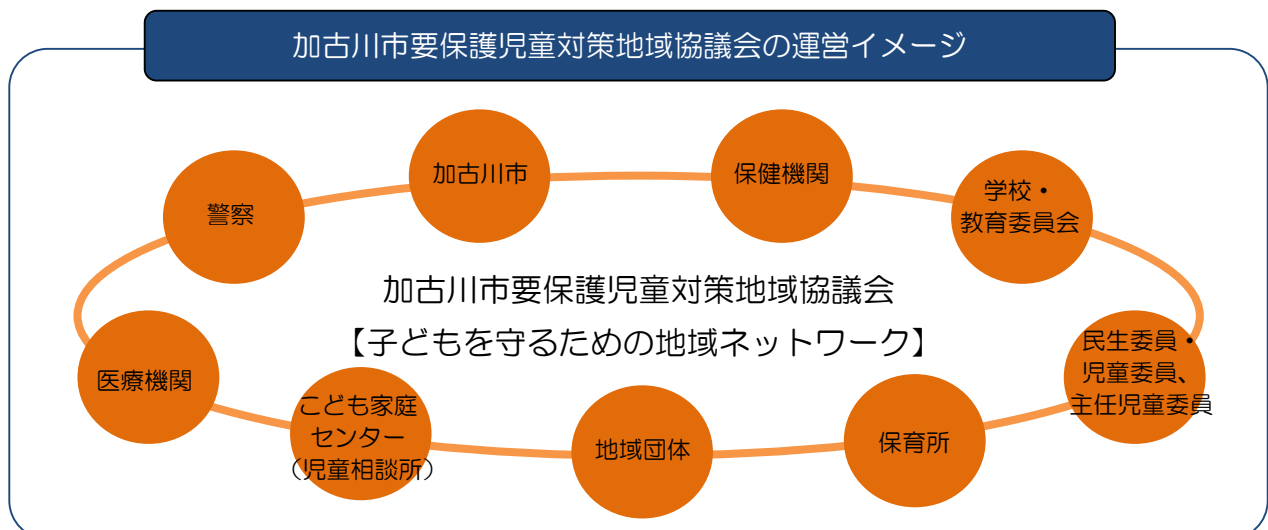
本市では、こども課を中心として、「児童虐待の早期発見」や「虐待通告に関する啓発活動」のほか、主に家庭への支援を行う「児童虐待への対応」や、重篤なケースに対する「兵庫県こども家庭センター（児童相談所）への情報提供及び協力対応」など、関係機関と連携しながら児童虐待の防止対策に取り組んでいます。

例えば、乳児家庭全戸訪問事業や健康診査等の実施の際に特別な支援を要すると判断した家庭や、学校園・近隣住民からの児童虐待に関する「気づき・発見」による「通告・相談」を受けた子ども及び家庭に対し、緊急対応が必要な場合は兵庫県こども家庭センターによる一時保護や児童施設入所などの措置に向けた対応を行うとともに、緊急性がそれほど高くないと判断した場合、必要な「情報収集」や「適切な支援の検討」を行った上で、調査や家庭訪問などを通じた「在宅支援」を行うなど、個々のケースに応じて適切な対応を行っています。

また、要保護児童の適切な保護や、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、児童虐待防止対策の調整機関として、関係機関で組織する「加古川市要保護児童対策地域協議会」を平成17年3月に設置し、代表者会議、連絡会議、実務者会議、事例検討会議（ケース会議）の4層で構成する会議の開催により、関係機関の連携・協力をはじめ、要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議や、要保護児童等への対策に係る啓発活動その他対策に関することを協議しています。

児童虐待に関する業務に従事する相談員等の職員には、市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修などの専門的な知識や技能を取得するための研修に参加させ、従事者の資質向上を図っていますが、これまで進めてきた取り組みを継続的に行うためにも、今後も専門的な知識や技能を有する人材を確保していくことが重要であり、安定的な人材の確保に向けた仕組みづくりを検討していきます。

加古川市要保護児童対策地域協議会の運営イメージ



加古川市要保護児童対策地域協議会での取り組み

代表者会議

代表者会議では、協議会の活動状況の報告や評価、啓発活動の検討など、連絡会議や実務者会議等が円滑に運営されるための環境整備に関する事項を協議しています。

連絡会議

連絡会議では、要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握のほか、要保護児童対策を推進するための研修会の開催や啓発活動を行っています。

実務者会議

実務者会議では、市の関係機関や兵庫県の中央こども家庭センターや健康福祉事務所、児童家庭支援センターに加え、専門的な（学術的な）見地から大学教授をスーパーバイザーとして招へいし、リスクの高い乳幼児や発達状況に問題のある児童、非行問題等の問題行動のある児童等についての進行管理を行っています。

事例検討会議（ケース会議）

事例検討会議（ケース会議）では、個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する関係機関等の担当者により、ケースごとの状況や問題点、支援の経過などの情報を共有し、具体的な対応の検討や、支援の内容及びスケジュール（支援計画）などを決定しています。

一方、児童虐待に関して特別な権限を有し、専門員を配置する兵庫県こども家庭センター（児童相談所）では、より高度な専門的対応や法的対応が必要なケースに重点化しています。

例えば、市町の個別の児童家庭相談のケースに応じて、初期対応や行政権限の発動の必要性の判断も含めた技術的援助や助言を行うほか、市町では対応が困難なケースに対しては、立入調査等の権限を活用しつつ、子どもやその保護者への専門的な支援を行うとともに、緊急的な対応が必要な場合には、「一時保護」や児童施設入所などの「措置」を行っています。

また、虐待通告の窓口として、市町単独では難しい休日・夜間の対応も行えるよう、「児童虐待防止 24 時間ホットライン」を設置するほか、「児童虐待」「家庭での養育困難」「発達・障がい」「非行や性格、しつけ」「不登校・いじめ」といった相談や、市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修の実施などを行っています。

児童虐待の防止及び対策には、本市が児童委員や医療機関、学校園等の関係機関と連携し、共通の認識や役割分担の確認、情報交換を行いながら、早期発見及び早期対応に向けた取り組みを行うことが重要であり、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心とする子どもを守る地域ネットワークの更なる強化に努めるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、兵庫県こども家庭センターと連携を図りながら、今後も個別のケースに応じて必要な対応を進めていきます。

（２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市ではこれまで、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、その自立を支援するための施策等を総合的かつ計画的に展開するため、平成 17 年 3 月に「加古川市母子家庭等自立促進計画」を策定し、「母子家庭・父子家庭・寡婦がいきいきと安心して暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、「子育て・生活支援策の推進」、「就業支援策の推進」、「養育費確保・相談体制の充実」、「経済的支援策の推進」の 4 つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を推進してきました。また、平成 22 年 3 月に策定した「加古川市次世代育成支援後期行動計画」には、当該計画を改定した内容を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援のさらなる推進に向けた施策を展開しています。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子父子自立支援員を配置し、経済的な問題を抱えた家庭に対しては、各種手当の案内や養育費の確保についての教示を行うなど、各家庭の状況に応じた相談に対応しています。

また、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施し、ハローワークと連携しながら個別のニーズに応じた就労支援を行うほか、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金の支給により、ひとり親家庭の保護者の資格取得を促進し、資格や技能を必要とする仕事への就職につなげることで、当該家庭の生活の安定及び自立を図る取り組みを行っています。

このほか、兵庫県事業である母子父子寡婦福祉資金の貸付事務のうち、受付及び償還に関する事務の権限移譲を受け実施するとともに、養育費や面会交渉等の必要な知識や有益な情報の提供を行うセミナーの実施や、保育所や児童クラブの利用に際しての配慮など、母子家庭及び父子家庭の自立に向けた支援を行っているところです。

ひとり親家庭への相談及び支援には、専門的な知識及び技能を有する人材が必要不可欠であり、今後、これまでの取り組みを継続し、更なる充実を図るためにも、必要な人材を継続的かつ安定的に確保する仕組みづくりを検討していきます。

一方、兵庫県では、ひとり親家庭が抱える養育費、慰謝料問題や、遺産相続問題など法律に関する悩みに対し、専門相談員（弁護士）が、電話または面談により相談を受ける常設相談や、遠隔地の相談実施会場へ赴き相談を受ける巡回相談を実施しているほか、母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を推進することを目的として、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度を設け、事業開始資金、就職支度資金や就学支度資金など 12 種類の資金の貸付を行い、ひとり親家庭への支援事業を展開しています。

子ども・子育て支援施策の展開にあたっては、ひとり親家庭に対して、子育て支援短期支援事業（ショートステイ）や、保育及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、兵庫県が展開する関連施策との連携を図りながら、本市が策定している「加古川市母子家庭等自立促進計画」に基づき、総合的な自立支援を推進していきます。

（３）障がい児施策の充実

障がい児に対する療育・教育においては、障がいの原因となる疾病・事故の予防や、早期発見及び治療を図るため、乳幼児期の健康診査や学校における健康診断等を推進する必要があります。

また、障がい児とその保護者の精神的支援を行う相談支援体制や療育体制の充実、放課後や学校園外での活動における継続的な支援など、ライフステージに応じた一貫したサービスが提供できる支援体制の充実が求められています。

本市では、平成 19 年に「加古川市障害者福祉長期計画」を策定し、施策展開の基本方向として「自己の能力を最大限に発揮できる体制づくり」を定め、学習障害（ＬＤ）や注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＡ）、高機能自閉症など新たな課題への対応も踏まえた、障がいの状況等に応じた適切な療育及び教育を充実させる取り組みを推進しています。

また、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーションなどさまざまな活動への参加を通じて、障がい児が社会の一員として能力を最大限に発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援する取り組みを進めるとともに、保健・医療、福祉、教育などの関係分野をはじめ、地域住民との連携を強化し、地域全体で障がい児の健やかな育成に取り組むこととしています。

子ども・子育て支援施策の展開にあたっては、「加古川市障害者福祉長期計画」の理念の下、教育・保育・療育などそれぞれの分野で取り組みを進める関係各課が連携に努め、さらなる充実を図るとともに、兵庫県が設置する支援機関が行う障がい児への専門的な支援との連携や、情報共有を図りながら、本市の障がい児施策の充実を図っていきます。

①本市での取り組み

＜加古川市立こども療育センター（医療型児童発達支援センター）＞

加古川市立こども療育センターは、児童福祉法第 43 条第 2 項で規定される「医療型児童発達支援センター」として、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与をはじめ、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する「児童発達支援事業」と、診療所において障がい児（肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児）に対する「診療・訓練」を提供しています。

このほか、通所を希望する親子の準備期間として実施する「すくすく」や、発達にかたよりを持つ子ども（5 歳児）と保護者を対象にグループ支援を行う「おひさま教室」、発達にかたよりを持つ未就学の子どもと保護者を対象とした個別又はグループ支援を行う「きらり」をそれぞれ実施しています。

その他の事業の内容

取り組み	内容
すくすく	通所を希望する親子の準備期間として実施。 通所に向けて生活リズムを整えるとともに、母子で楽しく遊ぶ経験をしてもらうほか、育児相談や家庭での悩みに応え、母子関係を深める取り組みを行っている。
おひさま教室	発達にかたよりを持つ子ども（５歳児）と保護者を対象としたグループ支援を行っている。子どもグループでは友達とやりとりする楽しさを経験したり、聞く力や表現する力を高めるような活動を行い、親グループでは子どもへの関わり方を学び、保護者同士が気持ちを共有できる場としてグループ懇談を実施。
きらり	発達にかたよりを持つ子ども（保育所・幼稚園や福祉施設に在籍していない未就学児）を対象に、個別又はグループ支援を行っている。子どもグループでは他人に興味・関心を持ち、楽しんで保育に参加しながら基本的な社会習慣の練習を行い、親グループでは、子どもへの関わり方を学び、育児不安の減少を図っている。

また、兵庫県が実施している「障害児等療育支援事業」を受託し、在宅障がい児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、市育児支援課が主催する「さくらんぼ相談」への医師の派遣や、保育所・幼稚園・小学校等の職員に対する、医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・保育士による技術指導の実施など、施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行うなど、地域の在宅障がい児及び家族の福祉の向上を図る取り組みを行っています。

地域での生活支援の取り組み

①加古川西市民病院「発達外来」への医師の派遣
②乳幼児発達相談への医師の派遣
③市育児支援課主催の「さくらんぼ相談事業」への医師の派遣
④療育を行う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対する、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士による技術指導の実施
⑤加古川養護学校療育相談 加古川養護学校の児童・生徒に対する学校生活が充実するような援助や、教諭との意見交換
⑥感覚・運動教室の実施 幼稚園の発達障害児を担当している教諭等を対象に、身体の使い方や感覚面からの視点で、子どもの行動を理解していく研修を実施
⑦教育委員会（小学校・幼稚園）、保育所との連携 必要に応じ、文書の送付や訪問を実施

今後、当センターでは、平成 27 年 4 月から保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業を実施し、相談担当を配置して保護者の相談内容を整理したうえで、保健・福祉・教育などそれぞれに適した相談窓口との連携を図っていくこととしています。

また、関係施設との連携を進め、地域療育の専門機関として専門的な知識や技術を生かし、障がいの軽減を図り、子どもが持つ「育つ力」を育み健やかな成長を促すことはもちろん、障がい児が社会の一員として地域社会で日常生活を送れるよう、障がい児やその保護者に対する支援のさらなる充実に努めていきます。

<保育所>

公立保育所においては、障がい児の受入れに対して職員を加配し、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を整備しています。

また、市内の認可法人保育所に対しては、心身に障がいをもつ子どもを入所させ、一般健常児とともに集団保育するための経費の一部を補助として交付しています。

今後もこども療育センターとの連携を密にしながら、特別な支援を要する子どもへの支援体制の整備に取り組んでいきます。

<幼稚園>

公立幼稚園においては、必要に応じて特別支援ルームを設置し、認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育活動を行うとともに、各園の特別支援教育コーディネーターを中心に、園内の全教員の共通理解の下で特別支援教育の推進に努めています。

また、特別支援教育の実施にあたっては、兵庫県立特別支援教育センターが開催する「特別支援教育コーディネーター研修」への参加を通して、教員の資質向上に努めているところです。

このほか、入級指導や 5 歳児を対象とした夏季就学相談の開催などにより、保護者に対してきめ細やかな支援を行うとともに、こども療育センターとの連携や、幼・小・中連絡会における情報交換などを通して小学校への円滑な進級のための連携を図っています。

今後も研修等を通じて教員の資質や専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、特別支援教育の充実に努めていきます。

<学校教育>

学齢期においては、特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図っており、個別の支援に対応していくため、スクールアシスタントを全小学校に、補助指導員（介助員）を必要に応じて配置し、障がいのある子ども一人一人に対して、教育支援計画やサポートファイル等を活用し、子どもの自立や社会参加を目指した支援を推進しています。

また、ブロック別交流学習会や合同なかよし会等を通して、子ども同士の相互理解

を深め、豊かな人間性を育む取り組みを進めるほか、公民館等を拠点とする障がい児（者）家庭教育学級が円滑に実施できるよう、学級の運営等について助言を行っています。

特別支援学校では、特別支援教育に関する更なる専門性の向上を図り、地域のセンター的機能を果たす取り組みを進めています。

このほか、心身障害児教育相談を実施し、心身に障がいのある子どもの保護者等に対して、言葉や発達の悩み等について電話や来所による相談に応じ、教育相談及び指導助言や、障がいの軽減、克服、発達、自立への支援を行っています。

＜自立支援医療、障害児通所給付費、障害児相談支援等＞

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「自立支援給付（自立支援医療）」として、満 18 歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童や、現在患っている疾患を放置することにより将来において障がいを残すと認められる児童を対象として、確実な治療の効果が期待できる医療費の給付を行う「自立支援医療（育成医療）」を実施しています。

また、学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等デイサービス」や、未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う「児童発達支援」、保育所等に通う障がい児に対し、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的支援を行う「保育所等訪問支援」など、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

このほか、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。

また、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用する全ての対象児に対して、その心身の状況や置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他の事情等を勘案し、必要なサービスを個別に決定していくため、相談支援体制（障害児相談支援・計画相談支援）の拡充に取り組んでいるところです。

②兵庫県での取り組み

兵庫県では、発達障害児の早期発見や支援体制の強化を目的として、平成 24 年 7 月に診断・診療機能と療育機能を併せ持つ兵庫県立こども発達支援センターを設置し、市町を通じて申込みされた、発達・情緒・行動面の問題において様々な課題を抱えている子どもに対し、医師や心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士、看護師、保健師が関わり、診断・診療や個別の支援計画に基づく療育を行っています。また、市町の療育機関づくりへの支援や、関係職員等に対する支援スキル向上の研修の実施を通

じて地域の療育体制づくりを支援するとともに、地域の関係各機関と連携し、継続支援につなげる取り組みを進めています。

また、ひょうご発達障害者支援センターを社会福祉法人への事業委託により実施し、専属スタッフの配属により、家族や関係施設・関係機関からの相談に応じ、必要な助言等を行うほか、専門的な支援が必要な事例への対応や、関係施設及び機関との連携により、地域における支援体制の総合的な整備に向けた取り組みを進めています。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載すること。

(一) 児童虐待防止対策の充実

市町村においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠である。

(1) 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化

市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組の強化が必要である。具体的には、協議会に、市町村（児童福祉、母子保健等の担当部局）、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びにNPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加を得る。また、協議会の効果的な運営並びに市町村の虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保するため、要保護児童対策調整機関等の市町村の関係機関への専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた市町村の体制の強化及び資質の向上を図る。さらに、市町村は、一時保護等の実施が適当と判断した場合における児童相談所長等への通知を始め、児童相談所の専門性や権限を要する場合に児童相談所に適切に援助を求めるほか、都道府県と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行う。これらの取組を通じ、市町村は都道府県との連携強化を図ること。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育

児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる。また、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ることが必要である。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用する。

(3) 社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

《 参考：国基本指針より抜粋② 》

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載すること。

（二） 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業，母子家庭日常生活支援事業，父子家庭日常生活支援事業，保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか，母子及び父子並びに寡婦福祉法，同法に基づく国の基本方針及びこれに則して都道府県等が策定する自立促進計画等の定めるところにより，子育て・生活支援策，就業支援策，養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進する。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載すること。

(三) 障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要である。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めることが必要である。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、当該子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援等を行うことが必要である。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要である。また、本人及び保護者と市町村、教育委員会、学校等とが、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが求められる。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、発達障害者支援センターとの連携を密にしながら、支援体制整備を行うことが必要である。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を推進するとともに、受入に当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。